

資料2-2
R8.7.22 第1回国保運営協議会

令和9年度天草市国民健康保険税の税率改定について

【資料編】

税率改定（案）

賦課区分	賦課方式	現行	熊本県が示す「市町村標準保険料率」 による改定（案①）				熊本県が示す「市町村標準保険料率」と 「現行税率」の中間の率による改定（案②）		
		保険税率	保険税率	増減	増減率		保険税率	増減	増減率
医療分	所得割	8.60 %	6.70 %	△ 1.90 %	△ 22.09 %		7.65 %	△ 0.95 %	△ 11.04 %
	均等割	21,200 円	29,300 円	8,100 円	38.20 %		25,300 円	4,100 円	19.33 %
	平等割	17,900 円	19,400 円	1,500 円	8.37 %		18,700 円	800 円	4.46 %
後期分	所得割	2.90 %	2.81 %	△ 0.09 %	△ 3.10 %		2.86 %	△ 0.04 %	△ 1.37 %
	均等割	7,000 円	12,200 円	5,200 円	74.28 %		9,600 円	2,600 円	37.14 %
	平等割	6,400 円	8,100 円	1,700 円	26.56 %		7,300 円	900 円	14.06 %
介護分	所得割	2.00 %	2.73 %	0.73 %	36.50 %		2.37 %	0.37 %	18.50 %
	均等割	9,400 円	19,700 円	10,300 円	109.57 %		14,600 円	5,200 円	55.31 %
子ども分	所得割	0.27 %	0.38 %	0.11 %	40.74 %		0.38 %	0.11 %	40.74 %
	均等割	1,400 円	2,600 円	1,200 円	85.71 %		2,600 円	1,200 円	85.71 %
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円	0.00 %		100 円	0 円	0.00 %
合計① (介護有)	所得割	13.77 %	12.62 %	△ 1.15 %	△ 8.35 %		13.26 %	△ 0.51 %	△ 3.70 %
	均等割	39,000 円	63,800 円	24,800 円	63.58 %		52,100 円	13,100 円	33.58 %
	平等割	24,300 円	27,500 円	3,200 円	13.16 %		26,000 円	1,700 円	6.99 %
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円	0.00 %		100 円	0 円	0.00 %
合計② (介護無)	所得割	11.77 %	9.89 %	△ 1.88 %	△ 15.97 %		10.89 %	△ 0.88 %	△ 7.47 %
	均等割	29,600 円	44,100 円	14,500 円	48.98 %		37,500 円	7,900 円	26.68 %
	平等割	24,300 円	27,500 円	3,200 円	13.16 %		26,000 円	1,700 円	6.99 %
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円	0.00 %		100 円	0 円	0.00 %

シミュレーション①にて財政状況等を試算
【P2～5】

シミュレーション②にて財政状況等を試算
【P6～9】

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション①

財政状況

- ・令和9年度の歳入（国保税+繰入金）が1億9,264万円増加する見込み。
- ・令和9年度以降、単年度収支がプラスとなり、基金からの繰入れが不要となるため、令和11年度末の基金残高は5億8,001万円の見込み。

【歳入見込額】

項目	現行 (A)	改定案 (B)	差額 (B-A)	増減率
国保税	1,301,777,863円	1,372,685,820円	70,907,957円	5.4%
繰入金	475,041,000円	596,772,000円	121,731,000円	25.6%
計	1,776,818,863円	1,969,457,820円	192,638,957円	10.8%

※繰入金・・・一般会計繰入金のうち、保険基盤安定負担金分のことで、低所得者が多く加入している市町村の財政負担を軽減するための公費負担、所得が一定以下の世帯に適用される「7割・5割・2割軽減」による保険税の減収分を補てんする。財源は、国や都道府県、市が負担する。

(単位：千円)

	項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
【歳入】	国保税（現年分+滞納分）	1,438,264	1,416,961	1,366,124	1,372,686	1,348,578	1,323,558
	国県支出金	8,612,017	8,274,849	7,980,190	7,508,509	7,207,594	6,878,654
	一般会計繰入金	930,716	849,161	804,975	915,548	902,527	888,944
	基金繰入金	102,800	223,328	29,000	0	0	0
	繰越金	84,153	7,941	41,739	0	5,887	3,907
	その他	43,113	25,791	32,106	30,298	28,622	27,063
	合計	11,211,063	10,798,031	10,254,134	9,827,041	9,493,208	9,122,126
【歳出】	合計	11,203,122	10,756,292	10,254,134	9,821,154	9,489,301	9,108,238
収支		7,941	41,739	0	5,887	3,907	13,888

単年度収支	△ 178,203	△ 187,792	△ 69,349	6,999	△ 1,090	10,693
-------	-----------	-----------	----------	-------	---------	--------

国民健康保険基金残高	826,498	604,908	577,298	578,410	579,300	580,012
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション①

モデル世帯での比較

ほとんどのモデル世帯において増加する。世帯員が多いほど、増加額は大きい。介護分の課税世帯は増加額が大きい。所得が低いほど増加率が高い。高所得者層では、減少する世帯が見られる。

モデル	世帯 (内介護)	世帯構成及び所得	軽減割合	現行 (A)	改定案 (B)	改定による 増減額 (B-A)	改定による 増減率
1	1 (0)	主 (68歳) 所得0万円 (年金収入100万円)	7割軽減	16,100円	21,400円	5,300円	32.9%
2	1 (0)	主 (68歳) 所得60万円 (年金収入170万円)	5割軽減	46,900円	52,500円	5,600円	11.9%
3	1 (0)	主 (68歳) 所得100万円 (年金収入210万円)	2割軽減	110,200円	113,600円	3,400円	3.1%
4	1 (1)	主 (45歳) 所得0万円	7割軽減	18,900円	27,300円	8,400円	44.4%
5	1 (1)	主 (45歳) 所得60万円	5割軽減	55,000円	66,900円	11,900円	21.6%
6	1 (1)	主 (45歳) 所得150万円	軽減なし	210,600円	226,200円	15,600円	7.4%
7	2 (0)	主 (68歳) 所得40万円 (年金収入160万円) 妻 (66歳) 所得なし	7割軽減	25,000円	34,700円	9,700円	38.8%
8	2 (0)	主 (68歳) 所得130万円 (年金収入240万円) 妻 (66歳) 所得10万円 (年金収入120万円)	2割軽減	169,200円	178,600円	9,400円	5.6%
9	2 (1)	主 (66歳) 所得400万円 妻 (63歳) 所得なし	軽減なし	513,200円	488,500円	△ 24,700円	△4.8%
10	2 (2)	主 (45歳) 所得100万円 妻 (42歳) 所得なし	5割軽減	129,600円	149,300円	19,700円	15.2%
11	3 (1)	主 (45歳) 所得200万円 妻 (38歳) 所得なし 子 (15歳)	2割軽減	301,800円	323,000円	21,200円	7.0%
12	4 (2)	主 (45歳) 500万円 妻 (42歳) 所得なし 子 (15歳、10歳)	軽減なし	759,900円	773,300円	13,400円	1.8%

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション① – 所得階層・世帯構成別の比較

・世帯構成別でも、所得が低いほど、増減率が高く、所得が高いほど、増減率が低くなっている。所得が500万円を超える世帯では、減少となるケースも見られる。

所得階層	0円	～43万円	～74万円	～100万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	～600万円	600万1円～
構成割合	23.12%	14.08%	10.54%	7.72%	23.41%	9.97%	4.67%	2.48%	1.43%	2.60%
世帯所得	0	20万円	60万円	85万円	150万円	250万円	350万円	450万円	550万円	800万円

■ 単身世帯（うち介護分対象者1人）

（単位：円）

現行（A）	18,900	18,900	55,000	108,500	210,600	348,300	486,000	623,700	761,400	1,085,600
改定案（B）	27,300	27,300	66,900	125,900	226,200	352,400	478,600	604,800	731,000	988,800
増減額	8,400	8,400	11,900	17,400	15,600	4,100	△ 7,400	△ 18,900	△ 30,400	△ 96,800
増減率	44.44%	44.44%	21.64%	16.04%	7.41%	1.18%	△1.52%	△3.03%	△3.99%	△8.92%

■ 2人世帯（うち介護分対象者2人）

（単位：円）

現行（A）	30,600	30,600	74,500	108,900	229,100	387,400	525,100	662,800	800,500	1,103,300
改定案（B）	46,500	46,500	98,900	130,400	259,000	416,300	542,500	668,700	787,100	1,030,300
増減額	15,900	15,900	24,400	21,500	29,900	28,900	17,400	5,900	△ 13,400	△ 73,000
増減率	51.96%	51.96%	32.75%	19.74%	13.05%	7.46%	3.31%	0.89%	△1.67%	△6.62%

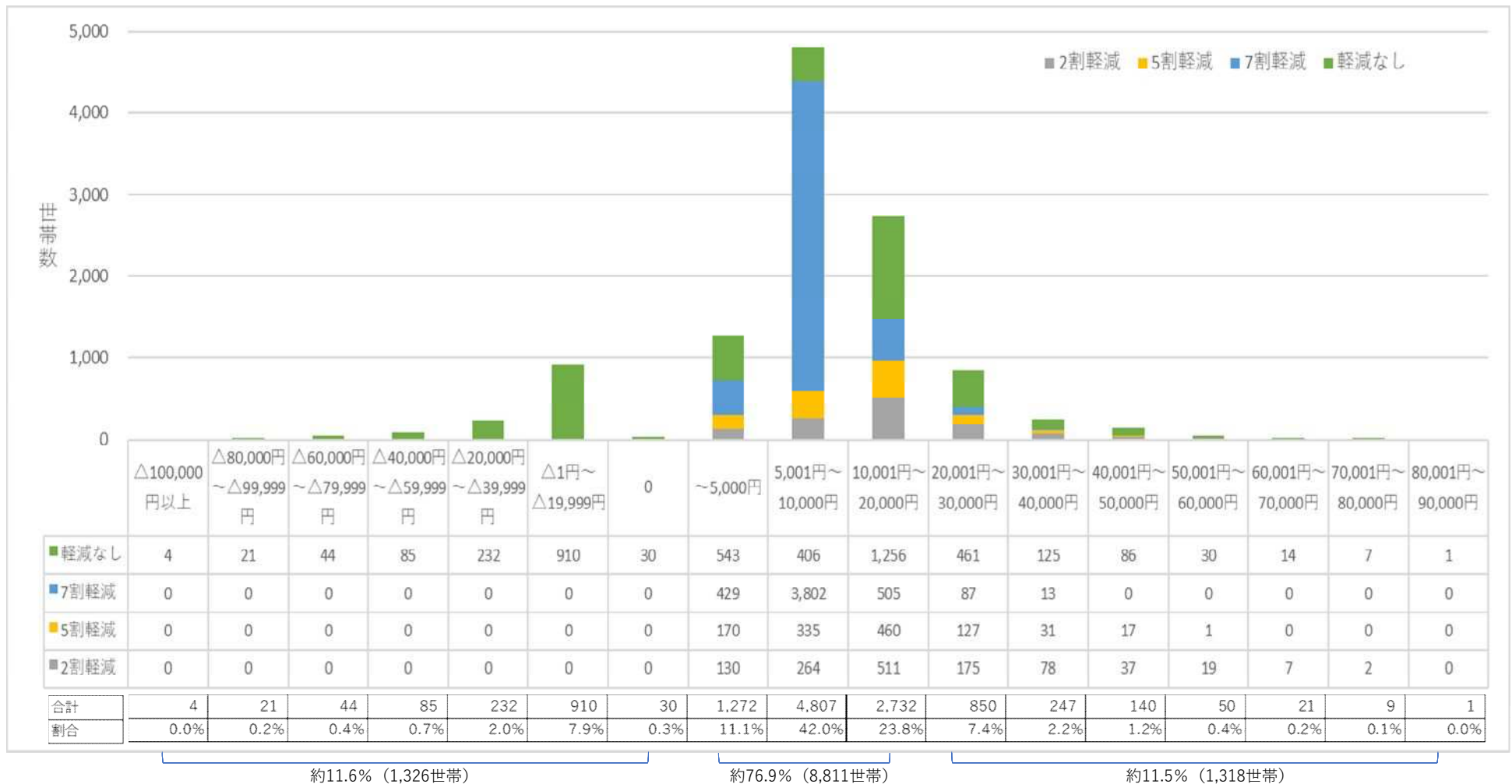
■ 3人世帯（うち介護分対象者2人）

（単位：円）

現行（A）	34,800	34,800	81,500	116,000	240,400	401,500	539,200	677,600	814,600	1,106,800
改定案（B）	52,600	52,600	109,300	140,800	275,700	437,100	563,300	690,800	807,900	1,051,100
増減額	17,800	17,800	27,800	24,800	35,300	35,600	24,100	13,200	△ 6,700	△ 55,700
増減率	51.15%	51.15%	34.11%	21.38%	14.68%	8.87%	4.47%	1.95%	△0.82%	△5.03%

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション① – 1世帯あたりの年間影響額

- ・ 1世帯当たり年間で平均 **8,308円（軽減後）** の負担増
- ・ 国保11,455世帯のうち影響額が0円以下の世帯は1,326世帯（11.6%）、5,000円以下の世帯は1,272世帯（11.1%）、5,001円から10,000円は4,807世帯（42.0%）、10,001円～20,000円は2,732世帯（23.8%）で全体の約88.5%が2万円以下の影響額となる。



国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション②

財政状況

- ・令和9年度の歳入（国保税+繰入金）が1億2,434万円増加する見込み。
- ・令和9年度以降も単年度収支がマイナスとなり、基金からの繰入れが必要となるが、令和11年度末の基金残高は2億2,971万円の見込み。

【歳入見込額】

項目	現行 (A)	改定案 (B)	差額 (B-A)	増減率
国保税	1,301,777,863円	1,355,892,635円	54,114,772円	4.2%
繰入金	475,041,000円	545,266,000円	70,225,000円	14.8%
計	1,776,818,863円	1,901,158,635円	124,339,772円	7.0%

※繰入金・・・一般会計繰入金のうち、保険基盤安定負担金分のことで、低所得者が多く加入している市町村の財政負担を軽減するための公費負担、所得が一定以下の世帯に適用される「7割・5割・2割軽減」による保険税の減収分を補てんする。財源は、国や都道府県、市が負担する。

(単位：千円)

	項目	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
【歳入】	国保税（現年分+滞納分）	1,438,264	1,416,961	1,366,124	1,355,893	1,295,140	1,225,468
	国県支出金	8,612,017	8,274,849	7,980,190	7,508,509	7,207,594	6,878,654
	一般会計繰入金	930,716	849,161	804,975	864,042	838,721	808,390
	基金繰入金	102,800	223,328	29,000	62,412	119,224	168,663
	繰越金	84,153	7,941	41,739	0	0	0
	その他	43,113	25,791	32,106	30,298	28,622	27,063
	合計	11,211,063	10,798,031	10,254,134	9,821,154	9,489,301	9,108,238
【歳出】	合計	11,203,122	10,756,292	10,254,134	9,821,154	9,489,301	9,108,238
収支		7,941	41,739	0	0	0	0

単年度収支	△ 178,203	△ 187,792	△ 69,349	△ 61,300	△ 118,334	△ 167,951
-------	-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------

国民健康保険基金残高	826,498	604,908	577,298	515,998	397,664	229,713
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション②

モデル世帯での比較

・市町村標準保険料率による改定（案①）と同様の傾向であるが、増減額及び増減率は緩和されている。

モデル	世帯 (内介護)	世帯構成及び所得	軽減割合	現行 (A)	改定案 (B)	改定による 増減額 (B-A)	改定による 増減率
1	1 (0)	主 (68歳) 所得0万円 (年金収入100万円)	7割軽減	16,100円	19,000円	2,900円	18.0%
2	1 (0)	主 (68歳) 所得60万円 (年金収入170万円)	5割軽減	46,900円	50,200円	3,300円	7.0%
3	1 (0)	主 (68歳) 所得100万円 (年金収入210万円)	2割軽減	110,200円	112,900円	2,700円	2.5%
4	1 (1)	主 (45歳) 所得0万円	7割軽減	18,900円	23,300円	4,400円	23.3%
5	1 (1)	主 (45歳) 所得60万円	5割軽減	55,000円	61,500円	6,500円	11.8%
6	1 (1)	主 (45歳) 所得150万円	軽減なし	210,600円	219,900円	9,300円	4.4%
7	2 (0)	主 (68歳) 所得40万円 (年金収入160万円) 妻 (66歳) 所得なし	7割軽減	25,000円	30,200円	5,200円	20.8%
8	2 (0)	主 (68歳) 所得130万円 (年金収入240万円) 妻 (66歳) 所得10万円 (年金収入120万円)	2割軽減	169,200円	175,500円	6,300円	3.7%
9	2 (1)	主 (66歳) 所得400万円 妻 (63歳) 所得なし	軽減なし	513,200円	504,500円	△ 8,700円	△1.7%
10	2 (2)	主 (45歳) 所得100万円 妻 (42歳) 所得なし	5割軽減	129,600円	140,600円	11,000円	8.5%
11	3 (1)	主 (45歳) 所得200万円 妻 (38歳) 所得なし 子 (15歳)	2割軽減	301,800円	314,500円	12,700円	4.2%
12	4 (2)	主 (45歳) 500万円 妻 (42歳) 所得なし 子 (15歳、10歳)	軽減なし	759,900円	771,200円	11,300円	1.5%

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション② – 所得階層・世帯構成別の比較

・市町村標準保険料率による改定（案①）と同様の傾向であるが、増減額及び増減率は緩和されている。

所得階層	0円	～43万円	～74万円	～100万円	～200万円	～300万円	～400万円	～500万円	～600万円	600万1円～
構成割合	23.12%	14.08%	10.54%	7.72%	23.41%	9.97%	4.67%	2.48%	1.43%	2.60%
世帯所得	0	20万円	60万円	85万円	150万円	250万円	350万円	450万円	550万円	800万円

■ 単身世帯（うち介護分対象者1人）

（単位：円）

現行（A）	18,900	18,900	55,000	108,500	210,600	348,300	486,000	623,700	761,400	1,085,600
改定案（B）	23,300	23,300	61,500	118,000	219,900	352,500	485,100	617,700	750,300	1,056,500
増減額	4,400	4,400	6,500	9,500	9,300	4,200	△ 900	△ 6,000	△ 11,100	△ 29,100
増減率	23.28%	23.28%	11.82%	8.76%	4.42%	1.21%	△0.19%	△0.96%	△1.46%	△2.68%

■ 2人世帯（うち介護分対象者2人）

（単位：円）

現行（A）	30,600	30,600	74,500	108,900	229,100	387,400	525,100	662,800	800,500	1,103,300
改定案（B）	38,900	38,900	87,600	120,600	246,000	404,700	537,300	669,900	802,500	1,091,400
増減額	8,300	8,300	13,100	11,700	16,900	17,300	12,200	7,100	2,000	△ 11,900
増減率	27.12%	27.12%	17.58%	10.74%	7.38%	4.47%	2.32%	1.07%	0.25%	△1.08%

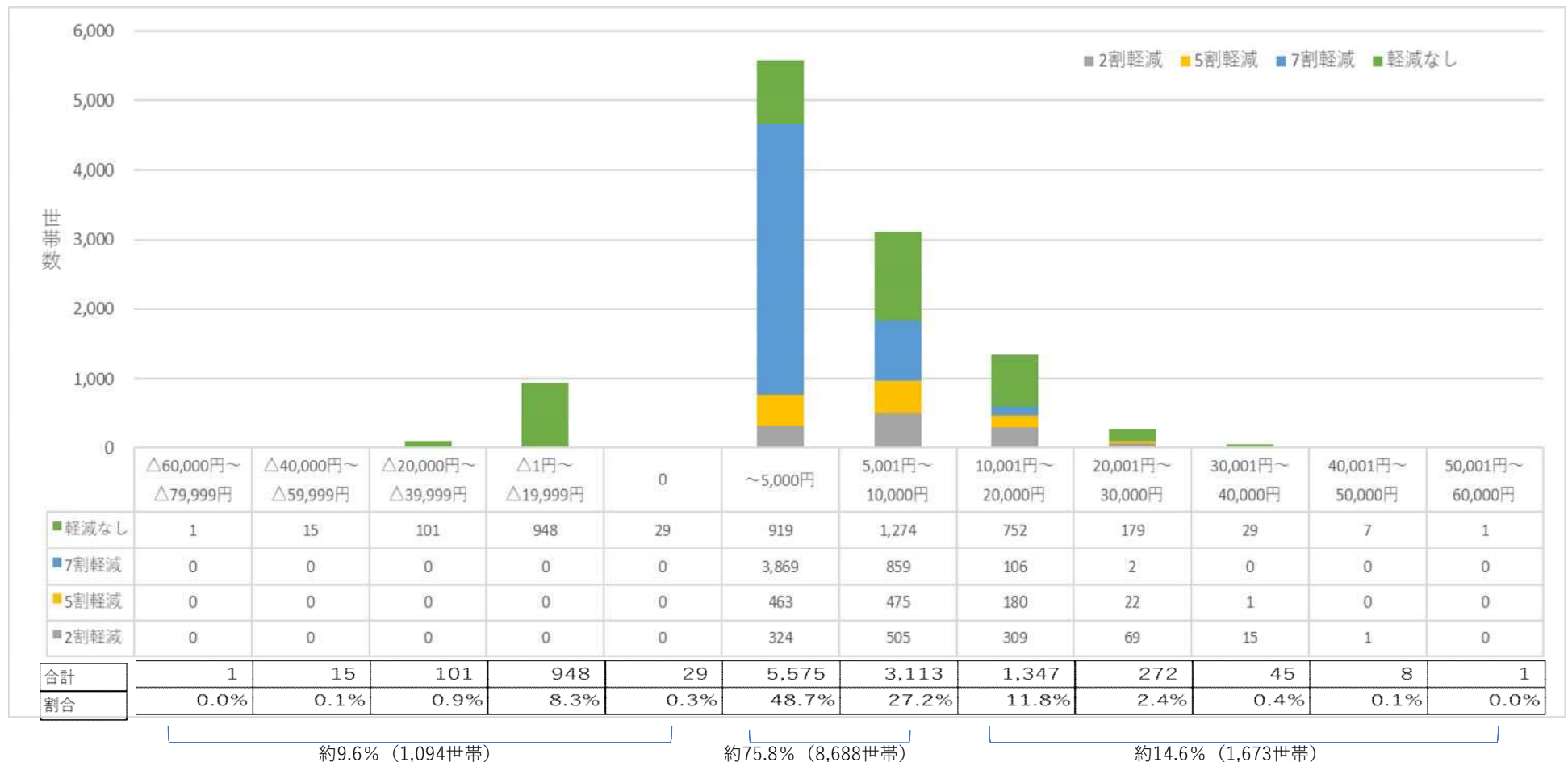
■ 3人世帯（うち介護分対象者2人）

（単位：円）

現行（A）	34,800	34,800	81,500	116,000	240,400	401,500	539,200	677,600	814,600	1,106,800
改定案（B）	44,100	44,100	96,300	129,400	260,000	422,200	554,800	688,700	820,000	1,108,800
増減額	9,300	9,300	14,800	13,400	19,600	20,700	15,600	11,100	5,400	2,000
増減率	26.72%	26.72%	18.16%	11.55%	8.15%	5.16%	2.89%	1.64%	0.66%	0.18%

国民健康保険税税率改定に係るシミュレーション② – 1世帯あたりの年間影響額

- ・ 1世帯あたり年間で平均 5,091円（軽減後）の負担増
- ・ 国保11,455世帯のうち影響額が0円以下の世帯は1,094世帯（9.6%）、5,000円以下の世帯は5,575世帯（48.7%）、5,001円～10,000円は3,113世帯（27.2%）で全体の約85.4%が1万円以下の影響額となる。



(参考資料 1) 国民健康保険税の仕組みについて

(1) 課税主体

国民健康保険税の課税主体は市町村です。市町村が国保特別会計において負担する国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てるため、被保険者から税を徴収するものです。

(2) 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、「基礎課税額（医療分）」「後期高齢者支援金等課税額（後期分）」「介護納付金課税額（介護分）」「子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）」の4つの区分で構成され、それぞれ、前年中の所得に応じて負担していただく「所得割」、被保険者の人数に応じて負担していただく「均等割」、加入世帯に負担していただく「平等割」等を合算したものです。

- 医療分：医療費の給付等に充てる費用であり、全ての加入者が対象となります。
- 後期分：後期高齢者の医療費の一部を支援する費用であり、全ての加入者が対象となります。
- 介護分：介護保険に充てる費用であり、40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。
- 子ども分：少子化対策に充てる費用であり、全ての加入者が対象となります。（但し、18歳未満の均等割は10割減額されます）

本市の令和8年度の国民健康保険税の税率				
国民健康 保険税	医療分	後期分	介護分 (40~64歳)	子ども分 ※令和8年度新設
	所得割 8.6%	所得割 2.9%	所得割 2.0%	所得割 0.27%
	均等割 21,200円	均等割 7,000円	均等割 9,400円	均等割 1,400円
	平等割 17,900円	平等割 6,400円		18歳以上均等割 100円
	課税限度額 670,000円	課税限度額 260,000円	課税限度額 170,000円	課税限度額 30,000円

(3) 課税限度額

国民健康保険の給付は、大半が医療給付のため、納めた保険税の多少に関わらず、誰もが同じ内容の給付を受けることができます。

ただし、負担能力があるからといって無制限にとるわけにはいかないため、課税限度額が定めてあります。また、下限についても均等割と平等割を賦課することによって最小限の負担をもとめています。

(4) 軽減制度

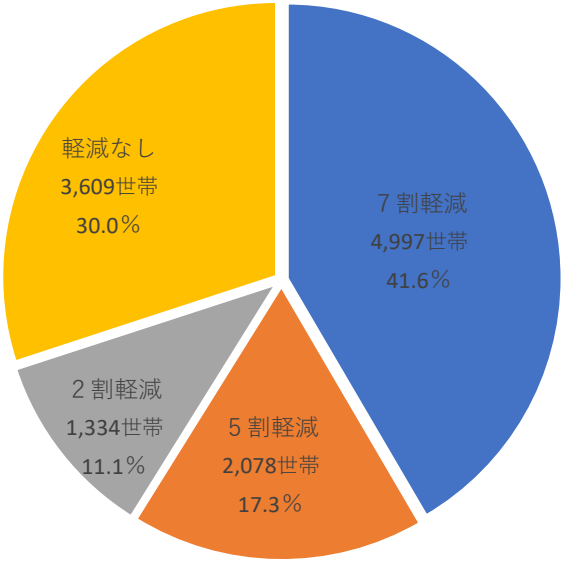
世帯主及びその世帯の加入者の合計所得が一定額以下の場合には、均等割額と平等割額が次のとおり減額されます。
 なお、本市国保税の軽減対象世帯数（7割・5割・2割軽減）は70％を占めています。

○国民健康保険税の均等割額・平等割額		
世帯の前年の所得金額の合計額が		
①	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7割軽減
②	[43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）＋（31万円×世帯主を含む被保険者数と旧国保被保険者数の合計）]以下・・・	5割軽減
③	[43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）＋（57万円×世帯主を含む被保険者数と旧国保被保険者数の合計）]以下・・・	2割軽減

軽減対象世帯数・割合

項目	世帯数	割合
7 割軽減	4,997 世帯	41.6%
5 割軽減	2,078 世帯	17.3%
2 割軽減	1,334 世帯	11.1%
軽減なし	3,609 世帯	30.0%
合計	12,018 世帯	100.0%

70.0%



(参考資料2) 県下14市と天草圏域2市1町の国保税率の比較

本市の現行税率は、県内14市で比較すると13位の位置づけであり、天草圏域の2市1町で比較しても最も低い水準である。
特に均等割については、県内14市平均と比較しても大きく下回っている状況である。

令和8年度 国保税率一覧（県内14市）

※試算額・順位は、4人世帯（夫43歳 所得200万円、妻38歳 所得100万円、子ども2人（中学生1人、小学生1人））の場合

	医療分			後期分			介護分（40歳～64歳の方）			子ども分			合計				試算額※	順位※
	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	18均等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	18均等割（円）	平等割（円）		
県内14市平均	8.65	27,943	21,957	3.00	9,779	7,214	2.52	15,293	4,633	0.26	1,435	104	14.43	54,449	59	30,164	523,293	
宇城市	8.95	40,000	29,000	2.74	13,000	9,000	2.49	23,000		0.27	1,451		14.45	77,451	0	38,000	608,100	1
合志市	9.50	32,000	23,500	3.20	10,800	7,400	2.90	19,000		0.10	700		15.70	62,500	0	30,900	577,400	2
八代市	10.60	29,600	20,000	3.30	9,300	6,900	2.70	14,900		0.27	1,450		16.87	55,250	0	26,900	576,200	3
阿蘇市	9.90	25,700	26,600	3.06	9,100	7,100	3.10	14,200		0.27	1,400	100	16.33	50,400	100	33,700	553,700	4
菊池市	9.00	31,400	28,000	2.80	8,800	8,400	2.30	17,700		0.30	1,500		14.40	59,400	0	36,400	543,700	5
山鹿市	8.34	28,700	19,800	3.03	10,300	7,100	2.77	18,100		0.30	2,200	200	14.44	59,300	200	26,900	532,900	6
宇土市	8.04	27,600	18,900	3.16	10,700	7,400	2.87	18,600		0.27	1,400	100	14.34	58,300	100	26,300	526,500	7
人吉市	8.30	22,600	21,400	3.60	9,600	9,000	3.00	17,000		0.28	1,470		15.18	50,670	0	30,400	520,900	8
荒尾市	9.00	26,000	23,200	3.30	7,500	7,300	2.30	8,900	5,700	0.28	1,513		14.88	43,913	0	36,200	509,400	9
熊本市	6.34	28,400	18,100	2.98	13,300	8,500	2.94	20,300		0.25	1,600	100	12.51	63,600	100	26,600	505,100	10
玉名市	8.80	28,000	25,000	2.70	8,500	6,400	2.30	9,000	5,200	0.27	1,400	100	14.07	46,900	100	36,600	504,600	11
上天草市	8.90	29,000	18,000	2.50	10,000	3,000	2.00	10,000	3,000	0.27	1,200	100	13.67	50,200	100	24,000	495,100	12
天草市	8.60	21,200	17,900	2.90	7,000	6,400	2.00	9,400		0.27	1,400	100	13.77	39,000	100	24,300	453,500	13
水俣市	6.80	21,000	18,000	2.70	9,000	7,100	1.60	14,000		0.26	1,405	28	11.36	45,405	28	25,100	419,000	14

令和8年度 国保税率一覧（天草圏域2市1町）

※試算額・順位は、4人世帯（夫43歳 所得200万円、妻38歳 所得100万円、子ども2人（中学生1人、小学生1人））の場合

	医療分			後期分			介護分（40歳～64歳の方）			子ども分			合計				試算額※	順位※
	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	18均等割（円）	所得割（％）	均等割（円）	18均等割（円）	平等割（円）		
上天草市	8.90	29,000	18,000	2.50	10,000	3,000	2.00	10,000	3,000	0.27	1,200	100	13.67	50,200	100	24,000	495,100	1
苓北町	7.40	28,500	20,600	2.50	10,000	6,900	2.70	18,000		0.20	1,350	50	12.80	57,850	50	27,500	494,200	2
天草市	8.60	21,200	17,900	2.90	7,000	6,400	2.00	9,400		0.27	1,400	100	13.77	39,000	100	24,300	453,500	3

(参考資料3) 国民健康保険加入者の世帯・所得額分布

令和8年3月末現在の国保世帯数11,455世帯のうち、1人世帯が7,715世帯（67.35%）、2人世帯が2,894世帯（25.26%）で、2人世帯までの世帯が10,609世帯で、全体の92.61%を占めている。

世帯所得額においては、世帯所得0円～43万円の世帯が4,261世帯（37.20%）、43万1円～100万円以下の世帯が2,091世帯（18.25%）、100万1円～200万円以下の世帯が2,682世帯（23.41%）で、世帯所得200万円以下の世帯が9,034世帯で、全体の78.86%を占めている。

世帯・所得額で見ると、2人世帯以下で世帯所得200万円以下の世帯は8,543世帯で、全体の74.58%を占めている。

●世帯構成別・世帯所得額別の世帯数

(R8年3月末現在)

世帯構成 世帯所得額	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		6人以上世帯		合計①		合計②	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
0～430,000	3,496	30.52%	613	5.35%	106	0.93%	28	0.24%	11	0.10%	7	0.06%	4,261	37.20%	4,261	37.20%
430,001～740,000	829	7.24%	307	2.68%	50	0.44%	10	0.09%	5	0.04%	6	0.05%	1,207	10.54%	2,091	18.25%
740,001～1,000,000	554	4.84%	270	2.36%	40	0.35%	13	0.11%	4	0.03%	3	0.03%	884	7.72%		
1,000,001～1,500,000	948	8.28%	517	4.51%	69	0.60%	30	0.26%	12	0.10%	6	0.05%	1,582	13.81%	2,682	23.41%
1,500,001～2,000,000	636	5.55%	373	3.26%	59	0.52%	20	0.17%	6	0.05%	6	0.05%	1,100	9.60%		
2,000,001～2,500,000	364	3.18%	233	2.03%	49	0.43%	14	0.12%	11	0.10%	2	0.02%	673	5.88%	1,141	9.96%
2,500,001～3,000,000	225	1.96%	185	1.62%	43	0.38%	9	0.08%	6	0.05%		0.00%	468	4.09%		
3,000,001～3,500,000	164	1.43%	111	0.97%	28	0.24%	11	0.10%	2	0.02%	3	0.03%	319	2.78%	536	4.68%
3,500,001～4,000,000	107	0.93%	71	0.62%	27	0.24%	8	0.07%	4	0.03%		0.00%	217	1.89%		
4,000,001～4,500,000	103	0.90%	39	0.34%	13	0.11%	6	0.05%	5	0.04%	2	0.02%	168	1.47%	284	2.48%
4,500,001～5,000,000	60	0.52%	36	0.31%	10	0.09%	5	0.04%	3	0.03%	2	0.02%	116	1.01%		
5,000,001～6,000,000	89	0.78%	48	0.42%	17	0.15%	6	0.05%	3	0.03%	1	0.01%	164	1.43%	164	1.43%
6,000,001～7,000,000	55	0.48%	24	0.21%	5	0.04%	3	0.03%	1	0.01%	2	0.02%	90	0.79%	90	0.79%
7,000,001～8,000,000	23	0.20%	16	0.14%	4	0.03%	4	0.03%		0.00%	4	0.03%	51	0.45%	51	0.45%
8,000,001～9,000,000	18	0.16%	14	0.12%	5	0.04%	4	0.03%	1	0.01%		0.00%	42	0.37%	42	0.37%
9,000,001～10,000,000	12	0.10%	6	0.05%	4	0.03%	1	0.01%	2	0.02%		0.00%	25	0.22%	25	0.22%
1000万超	32	0.28%	31	0.27%	9	0.08%	13	0.11%	1	0.01%	2	0.02%	88	0.77%	88	0.77%
総計	7,715	67.35%	2,894	25.26%	538	4.70%	185	1.62%	77	0.67%	46	0.40%	11,455	100.00%	11,455	100.00%